

桑名市告示第68号

桑名市高齢者ふれあい入浴事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月12日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市高齢者ふれあい入浴事業実施要綱の一部を改正する告示

桑名市高齢者ふれあい入浴事業実施要綱（平成17年桑名市告示第174号）の一部を次のように改正する。


第2条第2号中「50円」を「100円」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第2条関係)

高齢者ふれあい入浴券(さざれ湯)

(表)

No.	「深谷さざれ湯」
	年度
(	年 月～ 年 月分)
	高齢者ふれあい入浴券
No.	
氏名 :	_____ 様
自治会 :	
住所 :	
生年月日 :	年 月 日
	桑名市長 
1	この券は、記名本人に限り有効です。
2	この券は、表示の月のみ有効です。
3	この券は、切りはなし無効です。
4	この券は、再発行しません。
5	入浴券を受領の際には本人確認書類が必要です。
6	長期入院や施設入所、桑名市から転出等により利用されなくなった場合には、返却してください。
7	他人の入浴券利用等の不正行為があった場合には、入浴券を返却していただきます。
8	この券を利用の際は、綴りに記名してご利用ください。

(中)

No.	「深谷さざれ湯」
	年 月分
	高齢者ふれあい入浴券
氏名	_____

高齢者ふれあい入浴券(松ヶ島共同浴場)

(表)

	「松ヶ島共同浴場」
	年度
( 年 月～ 年 月分)	
高齢者ふれあい入浴券	
番号	
住所	
氏名	
桑名市長	印

(裏)

お願い

- 1 この入浴券は、記名本人に限り有効であり、他人に譲渡し、又は貸与することはできません。
- 2 1回の利用につき、100円の入浴料金が必要となります。
- 3 万一紛失又は盗難にあった場合は、交付を受けた市役所窓口まで申し出てください。
- 4 ふれあい入浴券の利用資格がなくなったときは、速やかにこの入浴券を返却してください。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。